

平成24年度印西市市民参加推進委員会会議録

- 1 開催日時 平成24年12月19日（水）
午後2時05分から午後3時15分まで
- 2 開催場所 市役所 会議棟204会議室
- 3 出席者 前田伸彌委員、好川八重子委員、三島木和香子委員、
林 順子委員、吉田淳子委員、浅野敏一委員
浅倉美博委員、小山健治委員
- 4 欠席者 福川裕一委員、篠田吉範委員、
- 5 事務局 高島企画財政部長、鈴木企画政策課長、高石主幹、中野主任主事
- 6 傍聴者 なし
- 7 議 事 (1) 会長及び副会長の互選について
(2) 市民参加推進委員会の運営について
(3) 平成24年度市民参加手続の中間報告について
(4) その他
- 8 議事録 (要点)

事務局：本日はお忙しい中、ご出席いただきありがとうございます。ただ今より印西市市民参加推進委員の委嘱書及び任命書の交付を行います。

【委嘱書及び任命書交付】

【市長挨拶】

【委員及び職員自己紹介】

事務局： 会議に先立ちまして、3点ほどご説明させていただきます。

1点目として、会議の公開についてでございますが、印西市市民参加条例第11条第4項の規定により会議は公開とさせていただきます。また、同施行規則第12条第3項の規定に基づき傍聴要領を作成しましたので、ご了承願います。

2点目として、会議の録音でございますが、会議録を作成する都合上、会議を録音させていただきます。

3点目として、会議録の署名につきましては、毎回1名の委員の方に署名をお願いしたいと考えております。本日の会議につきましては三島木委員をお願いいたします。

本日は、福川委員と篠田委員が、所用により欠席となりますので、出席委員は、8名でございます。よって委員の半数以上の出席がございます。

それでは、これより印西市市民参加推進委員会を開催いたします。

会議の議長につきましては、印西市市民参加条例施行規則第15条第4項

の規定により会長が会議の議長となることとされておりますが、会長が互選されておられませんので、会長が決まるまでの間、仮議長は事務局の企画政策課長の鈴木が行います。

仮議長： それでは、仮議長の方を務めさせていただきます。議事の方に入らせていただきます。

(1)会長及び副会長の互選についてですが、印西市市民参加条例施行規則第15条第1項の規定により、会長の選任は、委員の互選により定めることとなっておりますので、よろしく願いいたします。どなたか推薦等ございますか。

委員： 事務局に一任します。

仮議長： 事務局に一任ということがございましたので、事務局お願いいたします。

事務局： それでは本日欠席されてますが、福川委員にお願いできればと思います。

仮議長： 事務局から福川委員に会長をとございましたが、本人は欠席ですが、よろしいでしょうか。よろしければ拍手をお願いします。

【拍手多数】

仮議長： ありがとうございます。それでは会長は福川委員にお願いいたします。続きまして、副会長の互選をよろしく願いします。どなたか推薦等ございますでしょうか。

【推薦等なし】

仮議長： 無ければ事務局提案ということでよろしいでしょうか。事務局お願いします。

事務局： 引き続き林委員にお願いできればと思います。

仮議長： 林委員という提案がありました。林委員ということでよろしいでしょうか。

【拍手多数】

仮議長： それでは林委員に、副会長をお願いします。林委員、よろしく願いいたします。それでは、これで仮議長の任を終了させていただきます。

林副会長に議長の方をお願いいたします。ご協力ありがとうございました。

事務局： それでは、印西市市民参加条例施行規則第15条第4項の規定により、会長の福川委員に議長をとということですが、福川委員が欠席ということで、林副会長に議長の方をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

議長： それでは、みなさまのご協力よろしく願いいたします。

議長： 次に（２）の「市民参加推進委員会の運営について」ですが、事務局から説明をお願いします。

事務局： 運営について説明する前に、新たに委嘱させていただきました委員もおいでになりますので、市民参加条例、規則について資料（手引き）に基づき説明させていただきます。

まず、第1条、条例の目的でございますが、2ページに「条例制定にあたっての市民の想い」とありますが、この条例制定にあたっては市民有志の方々から提案等いただき、まとめられたものでございまして、その想いを踏まえまして、条文にもありますとおり、魅力と活力のある地域社会の発展に寄与することを目的として制定されたものでございます。

第2条では条例の定義を、第3条では基本理念を定めております。

第4条では市民参加における市民や市の役割について、市民等と市は市民参加を推進するため、情報を共有し、相互の信頼関係に基づき、それぞれが自らの役割を果たすよう努めるものと定めております。

第5条では市民参加の対象について定めておりまして、基本的な計画や条例の策定、また市民等の生活に大きな影響を及ぼす制度の導入など行政活動上の重要な事項に関して市民参加を求めるものとしております。

第6条では市民参加の方法について定めており、5つの市民参加手続のほか、市民の自発的な提案手続である市民提案手続について定めており、6つの市民参加手続について定められております。

第7条から第11条では5つの市民参加手続の、また、第12条では市民提案手続の具体的な内容等について定めております。

第13条では委員会の設置として、当委員会の設置並びに組織、運営などの基本的な事項について定めております。

第14条では市民参加の実施状況の公表について、第15条では条例の見

直しについて、第16条では条例施行に際し必要な事項を規則に委任する旨を定めております。以上が条例の手引きの概要でございます。

続きまして、当委員会の運営についてご説明させていただきます。

本会議につきましては原則公開となっております、それに伴い傍聴につきましては規則でも規定されておりますので、これまでどおり公開ということで実施します。

また、会議録の作成についても、確定方法及び公表につきましてもこれまでどおりで実施させていただきます。

次に、委員会の役割でございますが、先程ご説明しました条例第13条第2項各号に基づき、この条例の運用に関して調査、審議するということで、毎年度、実施する市民参加手続やその公表方法等が適正に行われているか、内容などについて評価いただきますほか、条例、規則の見直しや市民提案手続により提出された提案の取り扱いに関する事項等について審議いただきまして、ご意見をいただく機関でございます。

施策の是非や方向性、個別事業の方向につきましては、市役所の各所管につきまして審議会等が審議するものと考えておりますので、本審議会におきましてはあくまで市民参加手続の運用状況につきましてご審議いただきます。

なお、当委員会の年間の会議日程でございますが、明年度以降につきましては、6月頃に前年度市役所内において行いました市民参加手続等の実績報告と明年度に行われる市の方で計画しております審議会や、様々な市民参加手続等の予定等を6月の会議で報告させていただき、そちらの評価とご審議を頂きます。

例年10月頃から11月頃に2回目の会議ということで中間会議を開いておりますが、こちらにつきましては、年度当初で予定しておりましたものの進捗状況と当初予定していたものに更に付け加えられた手続の状況報告等をさせていただきます。

必要に応じてもう1回、年3回開催してまいりたいと考えております。運営に関しましては以上となります。

議 長： ただ今の事務局からの説明について、ご質問若しくはご意見がありましたらお願いします。

特に質問が無いようでしたら、ただ今の事務局が説明しましたとおり、これまでのやり方で進めるということでご承認いただけますでしょうか。いただける方は、挙手をお願いします。

【全員賛成】

議長： それでは、次に（３）の「平成２４年度市民参加手続きの中間報告について」事務局から説明願います。

事務局： それでは、議題（３）平成２４年度市民参加手続きの中間報告について、説明させていただきます。中間報告につきましては、年度上半期である４月１日から９月３０日までの期間に実施された各市民参加手続き及び１０月から年度末までの下半期に実施予定となる各市民参加手続きについて、１０月１日を基準日として、庁内各課に照会し、回答を得たものとなります。

６月の市民参加推進委員会で報告いたしました平成２４年度に実施予定の市民参加手続きの経過と新たに付け加えたものになります。

庁内各課からの回答である個表を基に、Ａ３判の総括表を事務局で作成いたしました。それでは、総括表によりまして、平成２４年度市民参加手続きの実施状況と実施予定【中間報告】について、順を追って、説明させていただきます。

第１に印西市地域防災計画の改定です。所管課は防災課になります。事業の内容は、平成２５年度から施行する「印西市地域防災計画」の改定を平成２３年度から平成２４年度にかけて実施し、改定にあたっては、印西市防災会議で検討を行うとともに、市民意見公募手続きにより積極的な市民参加を求めた上で、計画の改定を行うものです。

市民参加手続きは、審議会を各委員への通知、ホームページ、行政資料室への掲示で周知し、５月、９月、来年２月に各１回ずつ開催を予定し、参加見込み者数は合計で１０５名としておりました。

実際に６月１３日と１０月２日に開催し、各３６名の委員の参加がありました。成果等の所見には「それぞれの委員から様々な立場の意見を聴取することができ、計画策定に役立った。」とあります。

これからの予定として、市民意見公募手続きを広報紙、ホームページへの掲載で周知を行い、来年１月頃に実施する予定で意見１０件を見込んでおります。

第２に、印西市環境基本計画策定です。事業内容は、現環境基本計画は平成２４年度が最終年度であるため、新環境基本計画を策定する。策定に当たっては諮問機関である審議会に諮るとともに、市民意向調査、市民・事業者会議、パブリックコメントなど積極的な市民参加を求めたうえで計画を策定するものです。市民参加手続きは、市民会議を、各委員への通知で周知し、回数１０回、見込み参加者数「市民会議１１人」、「事業者会議３人」で予定しておりました。実際に５月１８日１１名、６月１５日９名、７月２０日１１名、８月１７日９名、９月２１日１４名の参加で開催し、所見には「每回活

発に意見交換を行っているが、本来の会議目的からそれる場合がある。」とあります。また、市民意向調査手続を抽出者へ直接郵送する形で、6月に市民2,000名、事業者200ヶ所で予定しておりました。実際に6月中旬から下旬に実施いたしまして、回収率は市民28.4%、事業者35%となりました。成果等の所見には「アンケートの回収率の低さが課題としてあげられるが、市民等の環境に対する意識を概ね把握できたことにより、計画に反映させられると考える。」とあります。

これからの予定としましては、市民意見公募手続を広報紙、ホームページへの掲載で周知し、12月頃に、意見応募者10名を見込んで実施し、審議会を各委員への通知、ホームページへの掲載で周知し、回数4回、委員10名の参加予定で行うとしています。

第3に、印西市墓地等の経営の許可等に関する条例の一部を改正する条例の制定です。所管課は環境保全課です。事業内容は印西市墓地等の経営の許可等に関する条例の一部を改正する条例(案)について市民意見公募により市民参加を求め、市民の意見を反映させるものです。広報紙、ホームページへの掲載で周知し、7月4日から7月17日実施しました。寄せられた意見は1件で、成果等の所見には「パブリックコメントの件数は少なかったが貴重な意見を頂いたことにより、今後の事務対応に反映することができる。」とあります。

第4に、小林駅舎等整備推進事業で、所管課は都市整備課です。事業内容は、小林駅自由通路の新設及び駅舎橋上化の整備について、市民説明会を実施するものです。周知を町内会への回覧、前回出席者へのダイレクトメールで行い、5月に1回、10月に1回、他1回、各10名から30名の参加で予定しております。実際に、5月20日に30名程度の参加で行われた説明会の成果等の所見には「計画・検討内容については参加者の理解を得られていると考えている。」とあります。

第5に、第二次印西市生涯学習まちづくり推進計画の策定です。所管課は生涯学習課です。事業内容は平成25年度から施行する「第二次印西市生涯学習まちづくり推進計画」の策定を、平成24年度に実施する。策定にあたっては、印西市生涯学習まちづくり推進計画策定委員会で検討を行うとともに、市民意見公募手続により積極的な市民参加を求めた上で、計画を策定するものです。審議会を各委員への通知とホームページへの掲載で周知を行い、開催時期と回数は7月、12月、来年2月で3回を予定し、見込み参加者数は各15名としております。実際に7月20日13名、10月4日12名の参加で実施されまして、成果等の所見に「各公募委員の分野・立場から多角的な意見を聴取することができた。」とあります。

これからの予定としては、市民意見公募手続を広報紙・ホームページへの掲載で周知し、11月1日から11月14日にかけて行う形で、意見を10件と見込んでおります。

第6に、印西市小規模水道条例の制定です。所管課は環境保全課です。事業内容は、権限委譲に伴い、今まで千葉県が行っていた水道法の規制対象とならない小規模水道等の衛生対策に係る事務について、今後は市が一体的に行うことから、当該事務に関し本条例(案)の市民意見公募手続を行い市民の意見を反映させた上で制定するものです。周知方法は、広報紙、ホームページへの掲載で行い、実施時期は10月、意見を1件と見込んでおりました。

第7に、印西市歯と口腔の健康づくり推進条例の制定です。所管課は健康増進課です。事業内容は、平成25年4月から施行する「印西市歯と口腔の健康づくり推進条例」を市民意見公募手続により、積極的な市民参加を求めた上で制定するものです。周知方法は広報紙、ホームページへの掲載で行い、実施期間は12月4日から12月17日を予定しており、意見10件と見込んでおります。

第8に、印西市都市マスタープランの策定です。所管課は都市計画課です。事業内容は、平成25年度から施行する「印西市都市マスタープラン」の策定を平成22年度から平成24年度にかけて実施し、策定にあたっては印西市都市マスタープラン庁内検討委員会及び庁内検討部会で検討するとともに、平成22年度(市民アンケート)、24年度で住民説明会及び市民意見公募手続、都市計画審議会等により積極的な市民参加を求めた上で、計画策定を行うものです。今年度予定している市民参加手続は、市民説明会手続と市民意見公募手続で共に、周知方法は広報紙、ホームページへの掲載です。市民説明会は12月22、23日に開催予定で各30人の参加者を見込んでおります。

市民意見公募手続は12月末から来年1月にかけて実施予定で、意見を10件と見込んでおります。

第9に、第1次・第2次一括法に係る道路関連条例の制定です。所管課は建設課です。事業内容は第1次・第2次一括法による道路法等の改正に伴い、市道に関する車線の幅員等について、条例により地域の実情に応じた設定が可能となったことから、「印西市道路の構造の技術的基準を定める条例」及び「印西市道路に設ける案内標識及び警戒標識等の寸法を定める条例」並びに「印西市移動円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例」の制定にあたって、市民意見公募手続により市民参加を求め、条例を制定するものです。周知については、広報紙・ホームページへの掲載で行い、実施予定時期は11月、意見は10件と見込んでおります。

今回の報告では、調査基準日の関係で、今回載らなかったものがありますが、そちらにつきましては、次回、平成24年度市民参加手続実施結果の報告において、ご報告申し上げたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。以上となります

議 長： ただ今の事務局から中間報告の説明がございましたが、この説明について、何かご意見か、ご質問がありましたらお願ひいたします。

委 員： 6番目の小規模水道条例の制定で、意見公募の見込み参加者数が1件というのはあまりにも驚きなんです、何か分かりますか。まだ10月にやる予定が未実施になっていますが。

議 長： 事務局お願ひいたします。

事 務 局： はい、お配りしております資料は、10月1日を基準日としておまして、未実施にしておりますが、6番の件に関しては10月2日から10月15日に意見公募を実施しております。実際に意見があったのは1件ということです。

委 員： 実際にあつたのが1件ということなんですね。

事 務 局： はい。

委 員： 最初から1件あればいいという形の見込み1件ではないですね。

事 務 局： 内容の細かい所までは分りませんが、今まで基準を県や国が定めていたものを、簡単に言えば市の条例で定めるという内容ですので、そういう関係もあると思います。内容的には細かい所は変わっているかもしれませんが、今まであつたものを市の条例として改めて定めるといった内容のものとお願ひしております。

議 長： よろしいでしょうか。

委 員： 同じ趣旨の質問ですが、過去のパブリックコメントは応募の意見が少ないですよ。その理由はどういう風にお考えなのか、今のままで満足している

のか、少ないのは異常という認識なのか。そういう認識だったら、なぜ市民側の反応が薄いのか、市民が無関心だからしょうがないということなのか、その辺のご意見を。

議 長： 事務局お願いします。

事 務 局： 確かに市民意見公募を行いますと件数が少ないのが実情です。周知の方法として、ホームページ、広報、あるいは回覧等いろいろ行い、意見公募の閲覧等も出来る限りいろいろな所で閲覧出来る様にし、ホームページでも公開しております。が、委員が言われたように実情はそれほど多くありません。出来る限り市民の方が見易いように手は尽くしているつもりではあります。

委 員： 私の、なぜ低いのかなという感想を述べさせていただきたい。今月の15日の「広報いんざい」でも意見公募の告知が出ており、告知が出ること自体は条例のある成果だと思い、非常に喜ばしいことだと思っている。しかし、これを読んで、応募したい、自分の意見を言いたいと思う人は非常に少ないと思います。それは私の個人的な意見ですが、なぜ少ないかという、素案の範囲は謳っているが、趣旨なり戦略なりがない。趣旨を謳ってないから意見のいいようがない。こういう考え方で計画を立てたいので、ご意見を伺いたいなどの、具体的な優先順位が3つ位あれば、意見も出しやすいのではないかと。

市民参加条例の手引きに、意見公募についての指示が出ている、対象とする事案を作成した趣旨を公表するようになっている。趣旨っていうのは戦略だとか、思いだとか、具体的な優先順位だとか、そういうことが含まれるんじゃないかと思いますが、意見公募の際にぜひこの趣旨の部分を是非もっと多く入れてくれたら、意見が出しやすいのかなと思います。

都市マスタープランの素案というのを今意見公募していますが、詳細は説明会に行くか、ホームページを見るようになっていますが、ワンストップではない、限られた紙面で載せるのは大変だと思いますが、ぜひ関心を引く情報があれば載せて頂きたい、そうすれば意見公募に対する募集を身近なものに感じて、意見が増えるのではと思います。

意見として述べさせてもらいました。手引きに沿った形で作成して頂きたい。

議 長： いかがでしょうか。

事務局： ご意見として伺わせて頂きます。

議長： よろしく申し上げます。

議長： その他に何かございますか。

特に無いようでしたら、先ほどの中間報告、事務局からございましたが、説明のとおりご承認いただけるということで。何かございますか、どうぞ。

委員： ○○委員の意見にも関連しますが、今は何でもインターネットで、パソコンを開かないと分からない。

高齢者が多い中で、インターネットで確認しないと見ることができないのでは高齢者は分からない。せつかく市民参加条例があるので、もう少し幅広い年齢層に分かる方法をみなさんに検討していただきたい。

委員： 評価として、1件しか集まらずに、成果を得たというのは評価としておかしい。これを正常というか、異常とはいかなくても、目的を達していないなど。

条例の中には市民参加の手段として5つ程載っていますが、それに限らず、本当に市民の声を聞くということなら、意見公募で市民の意見が集まらないのであれば、担当自らが5人から10人に直接ヒアリングした方が本当に市民の声を聞ける気がする。意見が1件集まって、そもそも70点、80点の評価というのは、少し異常だというような感じがする。以上です。

議長： ただいま、○○委員、○○委員からもございましたように、もっと市民が参加できるような具体的な意見の徴収の仕方等を事務局、係も大変だとは思いますが、調整頂いて、より多くの方から、意見が徴収できるように検討していただきたいと思えます。その他ございますでしょうか。

議長： それでは事務局の説明どおり、みなさまにご承認いただいてよろしいでしょうか。いただける方は、挙手の方をお願いいたします。

【賛成多数】

議長： ありがとうございます。

次に(4)のその他ですが、事務局から何かあればお願いいたします。

無いようでしたら、以上で議事を終了させていただきます。それでは、事務局にお返しいたします。ご協力ありがとうございました。

平成24年12月19日に行われた印西市市民参加推進委員会の会議録は、事実と相違ないので、これを承認する。

平成25年 月 日

会議録署名委員_____